

指定出資法人の役員報酬制度の経過等について

平成 11 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・府退職者の役員報酬について、法人の業務、役員の職責に応じた上限額を設定。 （最高（A1）区分の報酬月額が 70 万円、期末手当 5.25 月、年収ベースでは 1,207 万円） ・府退職者である役員の退職手当を廃止
平成 19 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬基準の見直しを実施。 （平均年収 約 1,000 万円→約 922 万円、最高（A1）区分の年収は 1,075 万円）
平成 23 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬制度を見直し、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。 （年収 1,050 万円から 576 万円の範囲で設定（法人トップは 1,050 万円～750 万円）） ・指定出資法人等の役員報酬の公表を「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」により義務付け。
平成 26 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 26 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪信用保証協会について、報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 28 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 29 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・堺泉北埠頭（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 29 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）大阪府国際交流財団について、報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 30 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府道路公社・大阪外環状鉄道（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。
令和元年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
令和 2 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・（株）大阪鶴見フラワーセンターについて、報酬基準額の点検・評価を実施。
令和 2 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）大阪府都市整備推進センターについて、報酬基準額の点検・評価を実施。
令和 2 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪外環状鉄道（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。
令和 4 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
令和 5 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬水準の再点検を行い、役員報酬水準を改定。
令和 6 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬水準の再点検を行い、役員報酬水準を改定。

「大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（令和 4 年 11 月）」《抜粋》

（5）今後の役員報酬制度の見直しについて

当審議会で検討した役員報酬については、今後も 3 年程度を目安として定期的に点検を行っていくことが必要である。

- ◆ 前回の役員報酬の点検から 3 年が経過することから、今回、大阪府指定出資法人評価等審議会において再点検を実施するもの。
- ◆ 再点検の実施にあたり、点検・評価方法の確認とともに、以下のポイントを中心に考え方について再点検を行う。
【資料 2】

1. 役員報酬水準について
2. 法人のトップとその他役員の格差について
3. 府退職者役員と他の役員との報酬額の相違について
4. 報酬基準の適用時期について
5. 公募により就任した役員の報酬について
6. 役員業績評価制度について
7. 今後の定期点検の目安等について
8. 評価・点検を行っていただくにあたっての方法等の確認